

東京大学医科学研究所附属奄美医科学研究施設規則

(設置)

第1条 東京大学医科学研究所（以下「研究所」という。）に、附属研究施設として、奄美医科学研究施設（以下「施設」という。）を置く。

(目的)

第2条 施設は、霊長類感染実験等を介した亜熱帯地域の風土病をはじめとする感染症の克服を目指した医科学研究を行うことを目的とする。

(施設長)

第3条 施設に、施設長を置く。

- 2 施設長は、研究所専任の教授又は准教授のうちから教授総会において選出する。
- 3 施設長は、施設を代表し、その管理及び運営を総括する。
- 4 施設長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 施設に、施設の円滑な運営を図るため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、施設の管理及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、教授総会において決定する。

附 則

この規則は、平成3年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。